

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22520747

研究課題名(和文)カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領

研究課題名(英文)Fundamental Studies for the Social innovation in Carolingian Era

研究代表者

丹下 栄 (TANGE, Sakae)

熊本大学・文学部・教授

研究者番号：10179921

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：カロリング期の社会変革を主導した教会・宮廷エリートによる統治実践のあり方を、コルビー修道院長アダルハルドゥスの作成した指令集を主な素材として検討した。教会組織の組織運営における宗教的コンテキストの重要性を指摘する近年の研究動向に沿ってテキスト分析を進めた結果、このテキストの相当部分が終末における最後の審判や神の無謬性などのキリスト教の言説を下敷きとしていること、またローマ法に起源を持つ、善良なる管理者の注意義務と義務遂行を証拠立てる帳簿類の作成・保管義務が修道院長、ひいてはカロリング期エリートの行動を規定する根本的要因の1つとなっていたとの認識を得ることができた。

研究成果の概要(英文)：In this research, taking account of the recent trend that pays attention to religious and spiritual contexts among the administrative documents of medieval church, we analyzed the text of Statutes drafted by Adalhard, the abbot of Corbie Monastery and one of key persons in the court of Charlemagne.

Through the analysis some situations as follows have come to light. The spiritual statements, such as "The Last Judgment" or "the infallibility of the Lord" play a crucial role in drawing up the Statutes. Moreover, the "diligentia bonis patris familias" come from the tutelage in roman law and the tutor's obligation to keep an account book for tutee were the important factors of the behavior of Adalhard as the promotor of Statutes and carolingian elites as well.

In general, the spiritual and practical contexts coexist without any contradiction in the administrative documents or the behavior of the elites in the carolingian age.

研究分野：西欧中世史

キーワード：西洋史 カロリング期 修道院 所領経営 アダルハルドゥス

1. 研究開始当初の背景

カール大帝の治世期を中心としたいわゆる「長期の8世紀」については従来から、修道院へのベネディクト戒律の全面的導入、「古典荘園制」の成立、等々さまざまな社会改革が進行したこと、また「カピトゥラリア」、所領明細帳などこの時期に特有の文書が集中的に作成されたことが知られてきた。さらにカールとその後継者がめざしたのは地上のあらゆる人間を「教会」（キリスト教共同体）に包括することであったとする、「教会としてのフランク帝国」論も多くの歴史家に支持されている。しかし「教会」の内実について十分な検討は行われないうままこの語がいささか安易に使われていたとの印象はぬぐえない。

一方近年急速に進展した文書実践をめぐる問題系は、こうした改革を主導した教会エリートが持つリテラシーの特質が彼らの文書実践、ひいては改革のありかたと深く関わっていたことを指摘している。この指摘は改革の過程で作成されたさまざまな文書の社会的・政治文化的、あるいは宗教的・霊的コンテキストに着目することによって、カロリング期社会変革の様相、さらには「教会としてのフランク帝国」のあり方をより具体的に分析する可能性が開かれるであろうことを我々に示唆している。

2. 研究の目的

この研究は前項に記した状況を踏まえ、カロリング期大所領に関わる文書をコンテキストに着目して分析することによって、当該所領、ひいては改革の社会的位置づけに新たな角度から光を当てることを目的として構想された。具体的にはカロリング期に成立した大所領（いわゆる「古典荘園制」）を統べていた大修道院で作成された所領経営/組織管理に関わる文書の内容を精査するとともに、その知的・社会的コンテキストを分析し、文書を作成した教会エリートがどのような知的基盤に立ち、またどのような認識装置を身につけていたのかを探ることを通じて、カロリング期大所領の社会的位置、そしてそれを構成要素としているカロリング社会そのものの特質の一端を明らかにすることをめざした。

3. 研究の方法

研究を進めるにあたって中心的作業となったのは、カロリング期大所領に関わる文書のテキスト分析、コンテキストの解明である。ここでは特に、コルビー修道院長アダルハルドゥスが822年に作成した『指令集』を主要な検討対象とし、教会組織の運営における宗教的コンテキストの重要性を指摘する近年の研究動向に沿ってテキスト分析を進めた。分析結果は『御料地令』などの王領地管理に関わる文書、また修道院領を対象としながらも『指令集』とは射程がいくらか異なる所領

明細帳などの同時代史料と比較対照し、教会エリートが持つリテラシーの特質を抽出することに努めた。

4. 研究成果

作業の結果得られた見通しと新たに明らかとなった今後の課題は、おおよそ以下のとおりである。

『指令集』においては、特に貧民や巡礼の受入にあたって規則の遵守よりは事態への柔軟な対処が強く求められている。それは修道院組織内の各部署にリソースの確保、適切な利用を命じる点で現代的意味における「合理性」とも一脈通じるものを持っていると言うことも可能である。しかし見逃せないのは、このテキストが各部署の責任者に対してつねに神の意を慮って行動するように促し、その理由として人は最後の審判に際して自己の行動について説明をしなければならないと指摘している点である。つまり『指令集』における「合理性」の追求は終末論的言説と深く関わっていることになる。『指令集』のコンテキストとなるキリスト教的言説としてもうひとつ重要なのは、「神は各人にとって真に必要なものをあやまらず分配する」という命題である。ちなみに修道院会則の多くも、割りあてられた衣服についての不平を禁止するなかでこの命題を想起することを命じている。そして『指令集』においては十分の一税として家畜を収集する方法を規定した箇所はこの言説への準拠が認められる。すなわち動物はゲートを通った順に機械的に徴収され、徴収すべき家畜のより好みは明確に禁止されている。この文言は聖書（『レヴィ記』）の規定に忠実に従ったものであり、『指令集』が宗教的コンテキストを深く関わっていたことを我々に実感させるものである。

一方また、『指令集』のテキストはローマ法の規定とも深く関わっていた。ベネディクト戒律をはじめとする修道院会則の多くは修道院長に修道院財産を処分する権限を与え、その適正な管理を義務づけているが、その源流はV. トネアット(V. Toneatto, *Les Banquiers du Seigneur. Évêques et moines face à la richesse (IV^e-début IX^e siècle)*, Rennes, 2012)によればローマ法における後見制度であった。後見人は被後見人の財を「善良なる管理者の注意」をもって管理することが求められ、帝政ローマにおいては注意義務遂行を証拠立てる帳簿類の作成・保管が実質的に後見人の義務とされるに至る。前段でふれたように『指令集』は職務担当者につねに神の意を慮るよう命じているが、それに加えて神に対して勘定書き ratio を提示しなくてはならないことをくり返し述べている。これは明らかにローマにおける後見人の出納簿作成義務に由来するものと考えられる。そして修道院における財産目録や出納簿の作成についても、

単にローマ世界における文書主義に由来するという一般論ではなく、後見制度という具体的制度と深く深く関わっていたという想定が可能となつてこよう。

このように『指令集』においては終末論をはじめとするキリスト教的言説とローマ法がともにコンテクストとして重要な意味を持っていたと考えられる。ここで留意すべきは、宗教的・霊的コンテクストとローマ法的・実務的コンテクストは決して相反するものではなく、むしろ高い親和性を示していたと思われる点である。先にふれた十分の一税の名目で家畜を徴収する方法は宗教的コンテクストに完全に依拠しながら、徴収にあたってえり好みの時間を省き、徴収者と領民との摩擦を軽減することによって期せずして徴収作業の「合理化」に資すものともなっていたと考えなくてはならない。

さらに初期キリスト教の教父やポストローマ期の説教者はくり返し、キリスト教共同体の長は日常生活のなかで起こるさまざまな突発事に対処して経済的必要を満足させ、さらには利益を確保する能力を持たねばならないことを説いている。貧民や巡礼の受入にあたって事態に柔軟に対処すべきことを説く『指令集』の文言もまたこうした要請に副うものであった。そして『指令集』の作者であるアダルハルドゥスが身につけていた案件処理能力がこうした諸要求を高い水準で充たすものであったことは、彼が関与した不動産交換を記録する文書（814年6月4日付）からもうかがうことができる。

この文書はブレシアのサン・サルヴァドール修道院とノナントーラのサン・シルヴェストル教会との間で行われた不動産交換の経過を記録している。土地交換の仲介を依頼されたアダルハルドゥスはまず両当事者に対して、遠隔地に所在する所領を手放して近隣に所領を持つようにすることは徴収した生産物を修道院に運ぶコストを節約し、実質的な収入の増大に大いに貢献することを説く。次いで彼は同僚とともに現地におもむき、そして交換の対象となる不動産それぞれの地価を近隣住民に訊ね、またそれらの農業生産性を調査した。調査の結果をもとにアダルハルドゥスは不動産の交換比率を定め、交換は双方が満足するかたちで成立したという。

この文書を分析した Fr. ブガール (Fr. Bougard, « Adalhard de Corbie entre Nonantola et Brescia (813): Commutatio, gestion des biens monastiques et marché de la terre », Errico Cuozzo, Vincent Déroche, Annick Peters-Custot et Vivien Prigent (ed.), *Puer Apuliae. Manges offerts à Jean-Marie Martin* (Centre de recherche d'histoire et civilisation de Byzance, *Monographies* 30), vol. 1, Paris, 2008, p. 51-67) は、この案件で示されたアダルハルドゥスの実務スキルは、現地調査と物件の価格による評価を核心としており、それらはまたカロリング期エリー

トの実務能力の基本をなしていたと指摘している。ブガールが指摘する2つの要素のうち前者は、カロリング期のエリートは文書の作成にあたって現地調査を尚び、また既存の情報をより新しい、より直接的な情報によってつねに最新の状態に保とうとする指向を持っていたとする J.-P. ドゥヴロワの議論 (J.-P. Devroey, "Gérer et exploiter la distance. Pratiques de gestion et perception du monde dans les livres fonciers carolingiens", Ph. Depreux / Fr. Bougard / R. Le Jean (dir.), *Les élites et leurs espaces. Mobilité, rayonnement, domination (du VI^e au XI^e siècle)*, Turnhout, 2007, pp. 49-65) とも整合し、実際所領明細帳の作成に先だつて実地調査によるデータ集積が行われたことは現在歴史家の共通認識となっていると言える。さらに『指令集』にもアダルハルドゥスが現地調査を行ったことを示す文言が含まれ、他にも森林利用をめぐる紛争を解決するにあつて王が取りまきを現地に派遣して聞き取り調査を行った例が知られている。カロリング期エリートの実務スキル、あるいは当時の文書を規定するコンテクストの1つとして現地調査で得られたデータの尊重や一種の現場主義を想定することには一定の妥当性が認められるであろう。

一方ブガールが指摘した第2の要素（価格による評価）については、とくにアルプス以北の状況に関して今後詳細な検討が必要であろう。ただ（神に対する、また人に対する）説明責任を強調する『指令集』の言説を考えたとき、貨幣（価格）による価値の評価が、良くも悪くもきわめて高度の「説明能力」を持っていることの意味は改めて熟考すべきものと言わねばならない。それはまた『指令集』における、神に対する説明という言説が単に霊的コンテクストに依拠しているのではなく、きわめて実務的なコンテクストとも関わっていたことをあらためて印象づけるものでもある。

最後にカロリング期のリテラシーについて『指令集』がほのめかしている点を指摘しよう。『指令集』は文字による詳細な指令が修道院構成員の多くに歓迎されていないことを認識しながら、それにもかかわらずあえて指令を文字で書きしるしたことを数回にわたって述べている。この文言からは、コルビー修道院においては、業務に関わるすべてを細大漏らさず文字化し、それに則つて業務を行おうとする志向と、一方では周知のことはあえて文字化しない志向とがせめぎ合っていたことがうかがえる。そして「無学の者からの批判にあえて耐え」という文言は、修道院内部に非文字的文化が根強く存在していたことを示唆する。アダルハルドゥスはそのなかで文字文化を注入することに努めたが、『指令集』を見るかぎり、文書を用いての組織運営に習熟していたのは一部の部署に限られていたと考えざるを得ない。これが

特殊コルビー的状況なのか、フランク王国内に広く妥当するのにはわかに断定しがたい。しかし『指令集』にはこの問題に答えるヒントもまた含まれている。すなわちここには修道院内にはザクセン人、「ドイツ人」が居住していることが記録され、しかし彼らの給養についてはそれを提供する側も受けとる側も内容を熟知しているとして記述は省略されているのである。

コルビーに居住するザクセン人らはいずれも非ラテン語を母語としており、ラテン語あるいはそれに由来する話し言葉に堪能ではなかったと考えられる。実際カロリング初期において、フルダ、ロルシュなど非ラテン語地域に本拠を置く修道院は所領に関する文書を作成・利用するにあたってラテン語と現地語（古高ドイツ語）との対訳語彙集を用いていたと考えられている。ラテン語地域に所在し、こうした語彙集が不要と思われるコルビーにもまたこうした語彙集を利用した形跡が認められる。アダルハルドゥスは非ラテン語を母語とする居住者をあえて文字文化、あるいはラテン語の世界に引き込むことを控え、それが周知のことがらをあえて明記しない世界を尊重することをうかがわせる文言につながってのではないかとも思われる。

しかし一方で、『指令集』は財庫係等が独自の書付 *breuia* を持っていたとことを記している。したがって修道院の、少なくともいくつかの部署においては文書を用いての業務執行が行われていたことがうかがえる。いずれにせよ、当時のコルビーにおけるリテラシー状況と並んで、それに相対するアダルハルドゥスのスタンスもまた『指令集』のコンテキストをかたちづくっていたと言うことは、十分に可能であると思われる。

こうした想定が誤りでないとして、『指令集』を取りまくコンテキストはアダルハルドゥスの個人的状況（ザクセンとの密接な関係、イタリアでの政治的経験）とのみ結びついているのだろうか。たしかに『指令集』はコルビー修道院という教会組織内のローカル・ルールに過ぎず、アダルハルドゥスの個性（と能力）なしには成立しなかったであろうが、その経歴を考えると、彼の持っていたスキルとツールがカロリング世界の根幹とまったく無関係であったとは思えない。カール大帝のフランク「王国」はザクセンとイタリアという「異分子」を否応なく抱え込むことになり、それがフランク社会の変質を強いたとするドゥヴロワの指摘を徴するならば、コルビー修道院の内部はその内部に「ザクセン」と「イタリア」を内包していたという点で、「長期の8世紀」におけるフランク社会の縮図であったとも言えるのである。とすれば、『指令集』のテキスト・コンテキストのより詳細な分析は「キリスト教帝国」と形容されるカロリング期フランク王国の、いままで知られることが少なかった具体相に照明を当てる可能性を持っていると言えるよ

う。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

Sakae TANGE, «La paysannerie indépendante et autonome à côté du grand domaine carolingien», *Revue belge de Philologie et d'Histoire* (査読あり), 90, 2012, p. 347-360.

Sakae TANGE, «À propos des «chartes d'affectation de biens» pendant le règne de Charles le Chauve», *Revue belge de Philologie et d'Histoire* (査読あり), 89, 2011, p. 769-777.

〔学会発表〕（計 2 件）

丹下 栄「カロリング期修道院社会統合機能・再説」教会と社会研究会第33回例会「カロリング期の「書かれたもの」と社会」2012年10月20日（早稲田大学戸山キャンパス）

津田拓郎「カロリング期フランク王国における「カピトゥラリア」と宮廷アーカイヴ」教会と社会研究会第33回例会「カロリング期の「書かれたもの」と社会」2012年10月20日（早稲田大学戸山キャンパス）

〔図書〕（計 3 件）

丹下 栄（編）『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領 研究成果報告書』自費出版、2015年3月。

森原 隆（編）『ヨーロッパ「共生」の政治文化史』成文堂、2013年3月（第9章「『共生』空間としての修道院 9世紀コルビー修道院の場合」を担当、177～192頁）。

丹下 栄（編）『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領 研究成果中間報告書』自費出版、2013年3月。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丹下 栄 (TANGE Sakae)

熊本大学・文学部・教授

研究者番号：10179921

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

津田 拓郎 (TSUDA Takuro)

愛知県立大学・非常勤講師

研究者番号：70568469